

農林省令第八號第二項ノ規定ニ依ル昭和十六年以降  
商工省令第八號第二項ノ規定ニ依ル昭和十六年以降  
産内地穀ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價格指定  
ノ件) 中生産道府縣ノ附記三ニ掲グル價格ニ十貫當  
十八錢ヲ加算シタル額

七 一乃至六ニ掲グル價格ハ水稻玄米及水稻粳ノ價格  
トシ陸稻玄米及陸稻粳ノ價格ハ昭和十五年以前産種  
玄米及糯玄米ニ付テハ各一又ハ二ノ價格ヨリ一石當  
二圓ヲ控除シタル額、昭和十六年産及昭和十七年産  
玄米ニ付テハ三ノ價格ヨリ容量検査米ニ在リテハ一  
俵(呎)當八十錢、重量検査米ニ在リテハ一俵(呎)當  
四十錢ヲ控除シタル額、昭和十五年以前産粳粳及糯  
粳ニ付テハ各四又ハ五ノ價格ヨリ一石當一圓ヲ控除  
シタル額、昭和十六年産及昭和十七年産糯ニ付テハ  
六ノ價格ヨリ十貫當二十錢ヲ控除シタル額

八 内地精米ニ付テハ昭和十六年九農林省告示第六百  
八十七號(昭和十四年農林省令第八號第二項ノ規定  
ニ依ル内地精米ノ種類、銘柄及等級並ニ最高販賣價  
格指定ノ件) 附記三ニ掲グル價格ニ六十兩當四十錢  
ヲ加算シタル額

九 昭和十六年以前産内地大麥及稈麥ニ付テハ昭和十  
五年二農林省告示第四號(價格等統制令第七條ノ規  
定ニ依ル大麥及稈麥ノ販賣價格指定ノ件) 附記ニノ  
額

十 昭和十七年以降産内地大麥及稈麥ニ付テハ昭和十  
七年五農林省告示第三百二十四號(價格等統制令第  
七條ノ規定ニ依ル昭和十七年以降産大麥、稈麥及小  
麥ノ最高販賣價格指定ノ件) 附記一乃至五ニ掲グル額

十一 昭和十六年以前産内地小麥ニ付テハ昭和十五年  
一農林省告示第一號(價格等統制令第七條ノ規定ニ  
依ル小麥及小麥粉ノ販賣價格指定ノ件) 一、小麥最  
高販賣價格中ノ實需者渡價格ノ額  
十二 昭和十七年以降産内地小麥ニ付テハ昭和十七年  
五農林省告示第三百二十四號附記一乃至五ニ掲グル  
價格ニ六十兩入一箇當二十錢ヲ加算シタル額  
十三 前各號ノ買入價格ハ政府ガ買入代價ヲ證券ヲ以  
テ交付スル場合ニ於テハ前各號ノ額ニ現品受渡ノ日  
ヨリ證券償還ノ日迄ノ金利ニ相當スル金額ヲ加算シ  
タル額トス  
前項ノ金利ハ食糧管理特別會計法第四條ノ規定ニ依  
リ該證券ニ付政府ノ定ムル割引歩合トス  
十四 前各號ノ買入價格ハ現品ノ品傷等ノ狀況ニ依リ  
之ヲ減額スルコトアルベシ

●農林省告示第四百六十二號

食糧管理法施行令第二條第二項ノ規定ニ依リ銘柄及等  
級左ノ通指定ス

- 玄米 北海道三等、青森三等、岩手三等、宮城三等、
- 秋田三等、庄内三等、村山三等、福島三等、茨
- 城三等、栃木三等、群馬三等、埼玉三等、千葉
- 三等、東京三等、神奈川三等、山梨三等、長野
- 三等、新潟三等、富山三等、石川三等、福井三
- 等、静岡三等、愛知三等、岐阜三等、三重三等、
- 湖北三等、滋賀三等、京都三等、丹後三等、攝
- 津三等、大阪三等、兵庫三等、淡路三等、但馬
- 三等、奈良三等、和歌山三等、鳥取三等、島根
- 三等、兩備三等、美作三等、廣島三等、山口三
- 等、徳島三等、香川三等、愛媛三等、高知三等、
- 福岡三等、佐賀三等、長崎三等、熊本三等、城

- 東三等、大分三等、宮崎三等、鹿児島三等
- 玄麥 各道府縣産三等
- 稈麥 各道府縣産三等
- 小麥 各道府縣産三等

農地開發法に依る法人税及營業税の  
免除に関する件公布

農地開發法に依る法人税及營業税の免除に関する件  
については昭和十七年七月四日付官報を以て左の如く  
公布せられた。

農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ

法人税及營業税ノ免除ニ關スル件

(昭和十七年七月四日)  
(大藏省令第五十四號)

農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ法人税及營業税ノ  
免除ニ關スル件左ノ通定ム

第一條 農地開發法第四十二條第二項ノ各事業年度ノ

資本金額ハ各月末ニ於ケル拂込濟出資金額及積立金  
額ノ月割平均ヲ以テ之ヲ計算ス

前項ニ於テ積立金トハ積立金其ノ他名義ノ何タルヲ  
問ハズ農地開發營團ノ各事業年度ノ所得中其ノ留保  
シタル金額ヲ謂フ

法人税及臨時利得税トシテ納付スベキ金額ハ前項ノ  
留保シタル金額ニハ之ヲ算入セズ

第二條 農地開發法第四十二條第二項ノ資本金額ニ對

スル年百分ノ十ノ割合ノ金額ハ當該事業年度ノ月數  
ヲ資本金額ニ乗ジ之ヲ十二分シタル金額ニ百分ノ十  
ヲ乘ジテ之ヲ計算ス

前項ノ月數ハ曆ニ從ヒ之ヲ計算シ一月未滿ノ端數ヲ

生ジタルトキハ之ヲ一月トス

第三條 農地開發法第四十二條ノ規定ニ依リ法人税又ハ營業税ノ免除ヲ受ケントストキハ法人税法第十八條又ハ營業税法第十五條ノ規定ニ依ル所得及資本又ハ純益金額ノ申告ト同時ニ其ノ旨所轄稅務署ニ申請スベシ

### 附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本令ハ昭和十七年三月三十一日以後ニ終了スル事業年度分ヨリ之ヲ適用ス

## 財團法人人口問題研究會主催第六回人口問題全國協議會開催要綱の決定

財團法人人口問題研究會主催の第六回人口問題全國協議會は本年十一月十三、十四兩日に互り左の如き要領を以て開催せらるゝことに決定したが、民族人口問題の朝野に關心せらるゝ所いよゝ顯著なるに鑑みてその成果について期待せらるゝところ極めて多い。

### 第六回人口問題全國協議會開催要綱

一、趣旨 時局下大東亞共榮圈建設の現段階に當り其の根基たる民族人口に關する諸問題解決は愈々喫緊の要務たり茲に廣く衆智を聚め研鑽討議を竭し以て我が國人口國策に資せんとす

一、日時 昭和十七年十一月十三(金)、十四(土)の二日間

一、場所 東京市神田區一ツ橋一丁目一番地 一橋講堂及如水會館の豫定

一、日程 第一日(十三日) 自午前九時

(1) 總會

彙報

(2) 研究報告會

第二日(十四日) 自午前九時

(1) 研究報告會

(2) 總會

一、研究報告 左の如く五部門に分ち研究發表をなすと共に意見の交換をなすものとす

第一部門 人口民族問題に關する一般的研究

人口統計に關する一般的研究——人口思想及理論に關する一般的研究——人口政策に關する一般的研究——民族理論に關する一般的研究——民族政策に關する一般的研究——人口、特に我が國人口の歴史的竝に地理的研究——戰爭の人口現象に及ぼす影響に關する研究——世界各國に於ける戰時及戰後の人口對策に關する研究——其の他人口民族に關する一般的研究等

第二部門 大東亞共榮圈人口民族に關する研究

諸外國竝に外地に於ける日本民族の人口狀態及其の活動に關する研究、特に大東亞共榮圈に於ける日本民族に關する研究——日本民族の發展策、特に大東亞共榮圈内に於ける移住適性に關する研究——日本民族の内外地間人口移動に關する研究——日本民族と大東亞共榮圈内の他民族との接觸に關する研究——大東亞共榮圈内諸民族及人種に關する研究——我が移植民政政策に關する研究——滿洲開拓移民に關する研究——列國の人口民族政策に關する研究——其の他大東亞共榮圈内人口民族及人種に關する研究等

第三部門 國土計畫に關する研究

世界各國の國土計畫に關する研究——都鄙の適

正なる人口配分に關する研究——産業再編成と勞力再配分に關する研究——人口再配分と農業再編成に關する研究——工業立地と人口再配分に關する研究——地域別國土計畫に關する研究——都市計畫地方計畫に關する研究——都市の疏閉に關する研究——居住形態及文化に關する研究——大東亞共榮圈内人口配置に關する研究——其の他國土計畫に關する研究等

第四部門 人口増加資質強化方策に關する研究

人口増殖政策に關する研究——婚姻獎勵對策に關する研究——出生増加方策に關する研究——人口政策と教育制度の關係に關する研究——人口政策と家族制度に關する研究——保健教育に關する研究——母性及乳幼児に關する研究——結核に關する研究——體力鍊成に關する研究——營養問題に關する研究——優生政策に關する研究——其の他人口増加竝に資質強化に關する研究等

第五部門 國民生活に關する研究

人口政策と生活の理念に關する研究——人口政策と精神生活に關する研究——戰時國民生活確保に關する研究——食糧の生産及配給に關する研究——生活必需物資の生産及配給に關する研究——人口政策と生活保護に關する研究——住宅に關する研究——衣服規正及衣料物資に關する研究——生計費に關する研究——生活指導及施設に關する研究——休養及餘暇利用に關する研究——其の他生活に關する研究等

一、協議

一、參加及研究報告申込 所定の參加申込書に依りし